

AJINOMOTO STADIUM 諸室利用申込書

株式会社東京スタジアム 殿

平成 年 月 日

〒
住所
申請者
氏名

印

利用日時	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで						
利用料支払日	平成 年 月 日						
利用場所及び時間	B 1 F						
	大会本部室 1	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	大会本部室 2	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	更衣室 1	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	更衣室 2	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	更衣室 3	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	更衣室 4	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	更衣室 5	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	更衣室 6	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	役員室 1	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	役員室 2	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	会議室 1	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	会議室 2	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
		(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	1 F						
	会議室 1	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	会議室 2	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	会議室 3	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	レセプションホール	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	報道ラウンジ	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	インタビュー室	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
		(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	3 F						
	特別観覧室 1	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	特別観覧室 2	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	特別観覧室 3	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	特別観覧室 4	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
	特別観覧室 5	(自)	時	分から	(至)	時	分まで
特別観覧室 6	(自)	時	分から	(至)	時	分まで	
特別観覧室 8	(自)	時	分から	(至)	時	分まで	
特別観覧室 9	(自)	時	分から	(至)	時	分まで	
特別観覧室 10	(自)	時	分から	(至)	時	分まで	
その他							
	(自)	時	分から	(至)	時	分まで	
	(自)	時	分から	(至)	時	分まで	
利用内容							
利用代表者 氏名			電話 FAX メールアドレス				
参加人員							
その他 (利用動機)	①以前から利用していたため ②知人の紹介 ③HPを見て ④その他 ()						
決裁欄	総務部長	総務課長	事業課長	事業二係長	担当		

AJINOMOTO STADIUM アミノバイタル フィールド AGF フィールド 利用規定

制定:2017年3月8日
改定:2017年11月25日
2018年9月1日

株式会社 東京スタジアム
〒182-0032 東京都調布市西町376-3
TEL 042-440-0555

1. 目的
この利用規程（以下「本規程」という。）は、株式会社東京スタジアム（以下「当社」という。）が管理・運営する「2. 適用範囲」に定める施設の利用に関し重要な事項を定め、施設の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とします。利用申込者及び主催者（以下「利用者」という。）は本規程を遵守するとともに、イベント関係者及び参加者に対して本規程を順守させることとします。

2. 適用範囲
本規程は、「味の素スタジアム」、「ブレンドスタジアム（北側広場）」、「アジバンダ広場」（南側広場）、投てき練習場、「アミノバイタルフィールド」、「AGFフィールド」の利用に適用するものとします。なお、「アミノバイタルフィールド」、「AGFフィールド」の利用者は、本規程に加え、別途定める「アミノバイタルフィールド施設利用上の注意事項」、「AGFフィールドの注意事項」の内容も遵守するものとします。

3. 開館日
毎週水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）、全館保守点検日、臨時休館日を除き開館いたします。
ただし、上記休館日であっても開館することがあります。

4. 利用時間
原則として9時から21時までといたします。
なお、天然芝の育成状況等施設の状態により、使用日及び使用時間を制限させていただく場合もあります。

5. 利用の仮申込
(1) 利用申込みにあたっては、まず仮申込を行っていただきます。
(2) 仮申込では、本規程の内容をすべて承諾していただいたうえで「利用仮申請書」を提出いただきます。なお、同日1日に申込みが複数ある場合、重複して受付ける場合もあります。
(3) 仮申込みを受付けた後に、当社においてイベントの内容及び天然芝の養生等施設の状態、他イベントの申込状況について条件を考慮した利用調整、および利用者の調査を行います。
(4) 調査にあたって、利用者の団体概要（個人の場合は身分証明証のコピー）、イベント概要及び運営体制がわかる資料を提出いただく場合があります。
(5) 当社を初めて利用する利用者には、他会場における類似イベントの開催実績がわかる資料を提出いただきます。類似イベントの開催実績がない場合は利用をお断りする場合があります。
(6) 「16. 利用の正式申込」に定める予約成立までは、当社施設の利用を前提としたイベントの告知および集客等を行うことは認めません。
(7) 利用者が前項の規定に反した場合は、施設の利用を認めません。

6. 利用の正式申込
(1) 調整、調査の後、当社より施設利用の可否をご連絡いたします。利用を正式に申込み場合は、利用施設、利用日時、利用料金等を確定し、「利用申請書」を当社に提出したうえで、利用手付金として指定の期日までに基本利用料金の20%をお支払いいただきます。以上手続き完了後、当社より「利用決定書」を発行し、これをもって予約成立といたします。
(2) 利用者が、指定の期日までに利用手付金を支払わなかった場合は、利用申込をキャンセルしたものとみなします。
(3) 予約成立後に当社施設の利用を前提としたイベントの告知および集客等を行う場合、事前に告知等を用いる資料を提出していただくことがあります。当社が合理的な理由により当該資料の修正等を指示した場合は、これに従っていただきます。
(4) 事実と異なる内容や、当社及び当社関係者の信用を損なう内容の告知等を行うことは認めません。
(5) 利用者が前二項の規定に反した場合は、利用決定を取り消します。この場合、お支払いいただいた利用手付金および基本利用料金は、お返ししません。

7. キャンセル
予約成立後、次の事項に該当する場合は、納入済みの利用手付金および基本利用料はその全額をキャンセル料として扱ふこととし、お返ししません。「6. 利用の正式申込」の規定により当社が「利用決定書」を発行した後、所定の基本使用料のお支払い前の解約であっても、基本使用料全額をキャンセル料としてお支払いいただきます。
(1) 利用者の都合で解約する場合、なお、この場合は、「キャンセル申請書」を提出していただきます。
(2) 「1. 施設の利用決定の取り消し等」または「12. 反社会的勢力の排除」の規定により、当社が利用決定の取り消し・利用の中止を命じた場合。
(3) 「13. 利用目的、内容等の変更」の規定により、当社が利用の目的、内容等の変更を承認しない場合。

8. 当社指定代理店による調整
(1) イベントの内容、規模によっては、当社が指定する代理店を通じて、利用申込、予約、利用料金支払い等を行っていただく場合があります。
(2) 代理店を通じて予約されたイベントについても、準備および運営等の各種調整を当社指定の代理店が行う場合があります。

9. 利用料金
(1) 利用料金については、利用内容を確認のうえ、別に定める「利用料金表」に基づきお見積りいたします。なお、会場利用にあたり、特別な調整を要するもの等については、「利用料金表」によらず、別途定めるものとします。
(2) 基本利用料金は、原則として利用予定日の2ヶ月前までに全額をお支払いいただきます。
(3) 利用日当日に発生した料金については、当社が発行する請求書記載の支払期日までにお支払いいただきます。
(4) 前二項の規定に関わらず、別途お支払方法及び期限を、当社もしくは当社指定の代理店が定める場合は、それに従っていただきます。

10. 利用承認の制限
当社が次のいずれかの事項に該当すると認めるときは、仮申込み及び利用申請書の受付または利用の決定をすることができません。
(1) 施設の設置目的を逸脱する恐れがあるとき、使用させることが施設の目的に照らして不適当と認められるとき。
(2) 法令の規定に反する場合、又は公共の秩序を乱し、善良な風俗に反する恐れがあるとき。
(3) 喧嘩が予想される、又は施設、設備を破壊させる恐れがあると認められるとき。
(4) 決定を受けた内容以外に利用すると認められるとき。
(5) 暴力団又は事業内容が明確でない団体、もしくはその関係者が主催、共催、後援もしくは協賛もしくは運営に関する事項に利用しようとするとき。
(6) 施設の管理・運営上、支障があると認められるとき。
(7) 施設の品位を損なう恐れがあると認められるとき。
(8) 当社および当社関係者の信用を損なう恐れがあると認められるとき。
(9) その他当社が不適当であると認めるとき。

11. 施設の利用決定の取り消し等
当社が次の事項に該当すると認められた場合、利用決定後又は施設利用期間中においても、利用条件の変更・利用決定の取り消し・利用の中止等の処置をすることがあります。
(1) 所定の期日までに基本使用料を納入しないとき。
(2) 利用申請書に虚偽の記載があったとき、又は決定した利用の目的・内容と異なる目的・内容で利用しようとするとき。
(3) 利用を決定された場所以外で、作業や催事を行ったとき。
(4) 利用決定条件、利用規程及び当社の指示を遵守しなかったとき。
(5) 関係官公庁への届け出を怠った時、その指示に従わないとき。
(6) 災害その他不可抗力によって、施設の利用ができなくなったとき。
(7) 施設の利用権の全部又は一部を第三者に譲渡あるいは転貸したとき。
(8) 「10. 利用承認の制限」に該当する事由が発生したとき。
(9) その他当社が使用することが適当でないとき。

12. 反社会的勢力の排除
(1) 利用者が暴力団、暴力団関係企業、総会屋等もしくはこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）であると認められるとき、または、主催するイベント等に反社会的勢力が出席、共催、協賛、後援又は業務の受託等と関与していると認められるときは、利用を認めません。
(2) 利用決定後、前項の事由に該当していることが判明した場合は、利用決定を取り消すことがあります。
(3) 利用の決定後、主催するイベント等に反社会的勢力が関与していることが判明した場合は、利用者には、当該反社会的勢力との契約を解除していただきます。
(4) 利用者が前項の措置を怠り、当社に損害が発生した場合には、利用者に賠償していただきます。

13. 利用目的、内容等の変更
利用の目的、内容等を変更しようとするときには事前に届け出をし、当社の許可を得ていただきます。なお、変更の内容によっては、変更の不許可、利用の中止、利用決定の取り消しをさせていただく場合があります。

14. 施設入場の制限
利用者は以下の事項に該当する入場者が認められた場合には、利用者の責任において該当入場者の入場拒否および退場を命じていただきます。
(1) 伝染病の疾患があると認められる者。
(2) 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑となる物物もしくは動物を携帯する者。
(3) 他人の迷惑となる行為をし、又は施設を損壊する者。
(4) 施設を利用することが、その者にとって危険であると認められる者。
(5) 保護者が同伴しない6歳未満の者。
(6) 管理上必要な指示に従わない者。
(7) その他当社が不適当であると認めるとき。

15. 施設利用上の禁止事項
利用者は、施設内及び敷地内において下記の行為をし、または入場者その他第三者をしてこれらを行わせることはできません。利用者は場内の秩序を保ち、観衆、選手、出演者、関係者の規律ある行動について責任を持って指導していただきます。

(1) 指定する場所以外での飲食、喫煙及び火気を使用すること。
(2) 施設及びその付属物を損壊あるいは汚損すること。
(3) 指定する場所以外へ廃棄物、ごみを捨てること。
(4) 許可なく寄付及び募金行為を行うこと。
(5) 利用許可以外のことを行うこと。
(6) その他当社が不適当であると認めること。

16. フィールド利用上の禁止事項
フィールドの維持管理のために次の事項を禁止します。
a) 天然芝生帯
(1) 天然芝生帯へ種い種い靴などを履いて立ち入ること。
(2) ピアスおよびネックレス等のアクセサリーを装着して入場すること。
(3) 天然芝生帯の利用を認められない場合に、天然芝生帯の立ち入りすること。
(4) 天然芝生帯が利用可能な敷地において、事前に打ち合わせによる当社の許可を得ることなく、天然芝生帯へ立ち入ること。
(5) フィールド面においてライン、マークの設置等を行う場合に、当社指定業者以外の業者が施工を行うこと。
(6) 当社の指示に従わず、フィールド面における養生を行うこと。
(7) 水以外の飲食を行うこと。
(8) その他当社が不適当であると認めること。
b) 陸上トラック
(1) 全天候型の規定のピンを使用しないスパイクで利用すること。また、10mm以上のスパイクで利用すること。
(2) ハイヒールで入場すること。
(3) 陸上競技以外の競技スパイク（サッカー、ラグビー、など）を用いて利用すること。
(4) 泥の付いたシューズで利用すること。
(5) 目印のテープピン等の粘着物を長期開放すること。
(6) 養生を敷かずして重量物や先端が鋭利なものを配置すること。また、物を引きずらずに移動させること。
(7) 助走線の砂場を使用後に、シート養生せしめ放置すること。
(8) 1および2レーンの使用頻度を高くすること。また、スターティングブロックをずらすに使用すること。
(9) 水以外の飲食を行うこと。
(10) その他当社が不適当であると認めること。

c) 人工芝
(1) 水、お茶類およびスポーツドリンク以外の飲食を行うこと。
(2) ピアスおよびネックレス等のアクセサリーを装着して入場すること。
(3) 火気を使用すること。
(4) 当社に無断でライン、マークを設置すること。
(5) その他当社が不適当であると認めること。

17. 利用者の責務
(1) 利用者は常に善良な管理者の注意をもって利用するものとし、事前に当社の許可を受けた上で、すべて利用者の責任と費用において、イベントの運営及びイベントのための必要な作業について責任を持って指導していただきます。
(2) 利用者は場内の秩序を保ち、観衆、選手、出演者、関係者等に規律ある行動について責任を持って指導していただきます。
(3) 利用期間中に施設内及び敷地内において発生した事故等については、当社に重大な過失がない限り、すべて利用者に責任を負っていただきます。事故防止には万全を期すようにしてください。
(4) 当社施設の予約および利用により、当社および当社の関係者の信用を損ない、損害が生じた場合は、利用者による損害を賠償していただきます。

18. 原状回復の義務
(1) 利用者は利用終了後、ただちに利用施設、諸室、備品及び付帯施設を原状に回復し、当社の点検を受けていただきます。
(2) 利用者が利用施設、諸室、備品及び付帯設備を汚損又は損失したときは、ただちに当社へ報告し、利用者及び当社双方の立会いのもとでの状況を確認し、これによって生じた損害を賠償していただきます。
(3) 利用者は「11. 施設の利用決定の取り消し等」により、利用の中止や決定の取消し等を命じられた場合においても、ただちに利用施設、諸室、備品及び付帯設備を原状に回復し、当社の点検を受けていただきます。

19. 広告又は看板等の設置
(1) 利用者が施設内及び敷地内において広告もしくは催事の案内看板などの掲示を希望する場合は、事前にその詳細を当社に申し入れ、承認を得ていただきます。
(2) 前項によって、広告もしくは看板等を掲示する場合、利用者は掲示する場所、掲示の方法、広告料及びその支払方法その他これらの掲示に関する事項について、すべて当社の定めるところに従っていただきます。
(3) 利用者は当社に対し、施設内及び敷地内に既存する広告または看板等の取り外し、隠蔽もしくは削除を要求することはできません。

20. 催事の撮影、中継及び収録
(1) 利用者が利用内容を撮影、中継又は収録する場合は、事前にその詳細を当社に届け出て、承認を得ていただきます。
(2) 前項によって、利用者が利用内容を撮影、中継又は収録する場合には、当社の指示に従うとともに、撮影料、放送料又は収録料を当社に支払うものといたします。これらの料金及び支払方法はすべて当社の定めによるものとします。

21. 施設の撮影
(1) 営利を目的として施設の撮影を行う場合には、事前にその詳細を当社に届け出て、承認を得ていただきます。
(2) 前項によって撮影等を行う場合には、当社の指示に従うとともに、撮影料金を支払うものとします。これらの料金及び支払方法は当社の定めによるものとします。

22. 物品の販売・飲食の提供
(1) 利用者が施設内及び敷地内において物品の販売または飲食の提供などを希望する場合は、事前にその詳細を当社に申し入れ、承認を得ていただきます。（設者・本番・撤去作業等に係るスタッフの非当否も含みます。）
(2) 前項によって、物品の販売または飲食の提供などを行う場合、利用者は実施場所、実施方法、管理手数料及びその支払方法その他これらに関する事項について、すべて当社の定めによるものとします。

23. 免責と損害賠償責任
(1) 施設内及び敷地内において物品の販売または飲食の提供などを受け、利用者による損害を賠償する責任を負いません。
(2) 不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、利用予定日の利用が不可能な事態が生じた場合、利用者がこれによって損害を受けた場合は、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
(3) 利用期間中に施設内及び敷地内において発生した人身事故及び物品・展示品等の盗難、破損事故などの全ての事故については、当社に重大な過失がない限り、当社は一切の責任を負いません。事故防止には万全を期すようにしてください。
(4) 損害賠償保険、損害保険など必要な保険には、利用者が加入するものとします。

24. 駐車場の利用
(1) 利用者は当社が定める自動車導線に遵守し、道路の渋滞を発生しないよう誘導するとともに近隣住民に迷惑をかけないようにしてください。
(2) 利用者は警備員・係員を適切に配置して、歩行者の安全を確認するとともに違法駐車が発生しないように心掛けてください。

25. 入場者数のカウント
利用者は当日の入場者総数を当社に届け出てください。

26. 規程適用の例外
(1) 本規程については、一定の利用者に対して、適用の例外を認めることがあります。
(2) 本規程の適用の例外については、別表のとおりとします。

27. 附則
本規程は予告なく改訂される場合があります。

別表 規定の適用の例外

1	適用の例外を認めることができる利用者	該当規定
1	1. リーグチーム	5. 利用の仮申込
2	撮影を目的とする利用者、諸室のみの利用を目的とする利用者	6. 利用の正式申込 7. キャンセル
3	地方公共団体及びそれに準ずる団体、公的なスポーツ団体、大学、小中高等学校、当社が例外を認める各種学校、当社の株主	5. 利用の仮申込 6. 利用の正式申込（1）に定める利用手付金の支払い
4	契約等により本規程とは別に利用等について定める利用者	契約に定める事項については、契約内容が優先